

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用放射線診断機器（CT・MRI）に関する細則

平成29年4月1日  
制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という）第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第4項に則り、登録医療機関が放射線診断機器を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（利用範囲）

第2条 登録医療機関が放射線診断機器を利用できる機器は、以下の機器とする。

- 1) CT：単純撮影
- 2) MRI：単純撮影（MRAは脳・頸部のみ）
- 2 MRI、MRAは問診票の提出は必須とする。
- 3 撮影後のフィルム出力は行わず、CDまたはDVDで出力する。
- 4 放射線科診断医の読影レポート依頼は不可とする。
- 5 体内挿入物（止血クリップ・各種ステント・外科用インプラント・シャント・刺青・タトゥー等）のある場合や12歳以下、また鎮静の必要な方の撮影は不可とする。

（検査の予約）

第3条 登録医療機関が放射線診断機器を利用する場合は、運営管理規程第8条に則り、登録医療機関から埼玉医療センター総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という）への申請をもとに当該放射線オーダーを発行して依頼元医療機関へ連絡する。

- 2 医療連携部門は、登録医療機関からFAXで送信された検査依頼書（MRIは問診票を添付）をもとに埼玉医療センター放射線部と連携を図り、検査依頼書は医療連携部門からスキャン依頼をする。
- 3 問診票の内容によっては、検査が中止となる場合がある。

（検査前日）

第4条 登録医療機関が放射線診断機器を利用する場合は、検査前日、検査室に医療連携部門から検査依頼書と問診票のコピーを届ける。なお、問診内容によっては検査が中止となる場合がある。

（検査当日）

第5条 登録医療機関が放射線診断機器を利用するに当たり、検査当日、医療連携部門にて受付し、診察券を発行する。その後、患者を埼玉医療センター3号館1階放射線受付（以下「受付」という。）へ案内し、検査終了後、受付において画像送信処理を確認して医療連携部門へ連絡する。

- 2 医療連携部門は、画像データをCDまたはDVDで出力し患者へ渡す。

（細則の改廃）

第6条 本細則の改廃は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第17号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第21号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第7号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。